



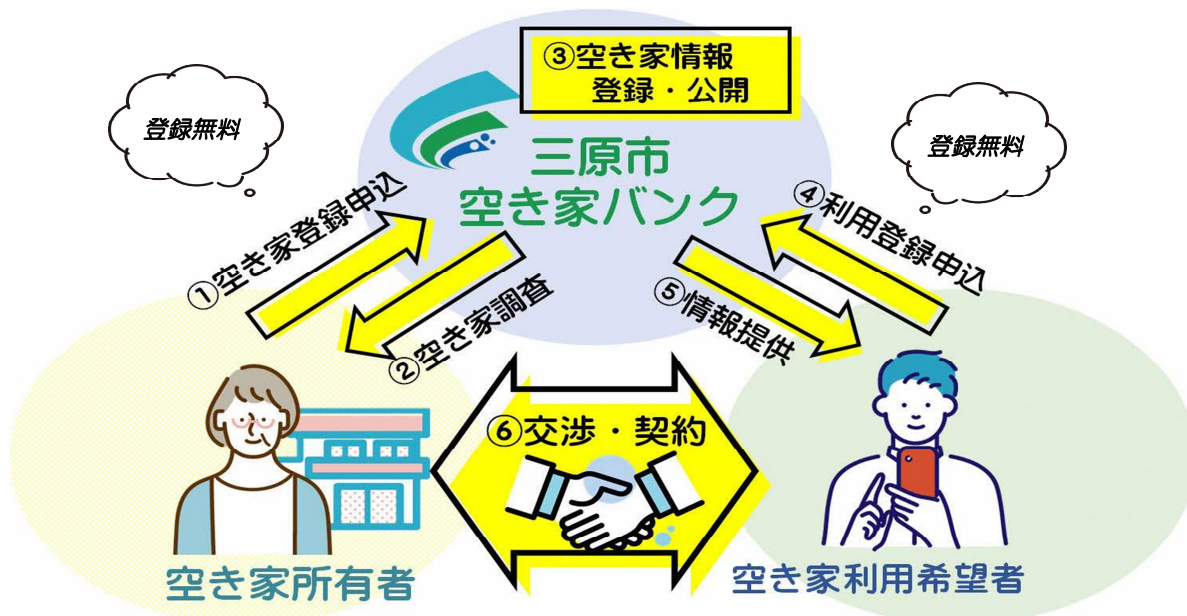
空き家の活用（売却・賃貸）をお考えの方へ

空き家バンクを利用しませんか？

空き家バンクとは？

三原市内の空き家の所有者の申込みにより空き家情報を登録し、空き家の利用希望者に紹介する制度です。登録情報は三原市ホームページなどで公開します。不動産業者に売買等の仲介を依頼している物件も登録できます。

登録から契約までの流れ



空き家バンクに登録することで活用できる補助があります！

●三原市空き家改修等支援事業補助金

着手前に申請が必要です。詳細な条件等については、事前にお問い合わせください。



家財整理費補助

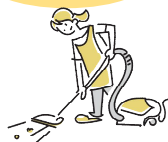
対象者



空き家所有者（空き家バンク登録申込者）

家財整理後、空き家バンク物件として売却・賃貸・無償譲渡を行う意思がある方

対象経費



登録する空き家の家財道具搬出処分、

家財運搬用トラックのリース等にかかる費用

※中山間地域：八幡町・高坂町・鷺浦町・

船木地区・北方地区・久井町・大和町



補助金額

中山間地域 ※

中山間地域
以外

対象経費の
2/3 以内

対象経費の
1/2 以内

限度額

限度額

20
万円

5
万円

空き家バンク、空き家改修等支援事業補助金に関するお問い合わせ先

三原市 地域企画課

☎ 0848-67-6011

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号（市役所本庁舎4階）

FAX:0848-64-7101 E-mail:chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp



空き家バンク登録申込み前にご確認ください！



1 登録したい空き家は、
居住に使用されていた
戸建て物件ですか？

NO → 空き店舗、アパート、倉庫などの登録はできません。

2 登録したい空き家は、
土砂災害特別警戒区域内に
ない物件ですか？

NO → 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある物件の登録はできません。

3 登録したい空き家は、
利用可能な物件ですか？

NO → 利用するために相当な改修や周辺環境の整備等が必要と思われる場合は、登録をお断りすることがあります。
・外壁・屋根が崩落している
・建物が傾いている
・床が抜けている
・草木が繁茂しているなど

4 申込者は空き家所有者（名義人）
またはその成年後見人など
売却・賃貸を行う権限を有する方
ですか？

NO → 所有者の判断能力が十分でない場合
→ 成年後見人の申立て等をご検討ください。
所有者が亡くなられている場合
→ 相続人の代表者の方がお申込みください。
所有者が複数の場合
→ 申込者以外の全ての所有者等による代理人選任届（様式第3号）が必要になります。

（売却を希望の場合）
5 売却対象の建物・土地に
抵当権が設定されていませんか？

NO → 債務の返済及び抵当権の抹消を済ませてからお申込みください。

（農地付きでの売却・賃貸を希望の場合）
6 農地は速やかに売却・賃貸する
ことが可能な状態ですか？

NO → 市では、利用希望者との交渉や契約の仲介はできません。
トラブル防止のためにも、不動産業者の仲介のもとで交渉・契約を行われることをお勧めします。
可能な限り、不動産業者に仲介を依頼し、価格や家賃等の条件を決めた上でお申し込みください。
※仲介には手数料が発生します。
料金は依頼する不動産業者にご確認ください。

NO → 売却・賃貸が可能な状態に整理されてから、お申込みください。
農地（田・畑）の売買・貸借には農業委員会の許可が必要です。
農地の利用希望があった場合に速やかに許可がおりる状態にあるか事前に確認しておいてください。
（問い合わせ先：
農業委員会事務局 0848-67-6144）
耕作放棄状態、地目変更がされていない、第三者に貸しているなどの理由により、許可がおりない場合があります。

7 不動産業者に
交渉・契約の仲介を
依頼されていますか？

8 市の空き家調査への立会い、
登録後の内覧希望者への
対応は可能ですか？

NO → 申込者または不動産業者等に対応をお願いします。

9 登録後の空き家・敷地の
管理は可能ですか？

NO → 市では、空き家・敷地の管理、鍵のお預かりはできません。登録後も適切な管理をお願いします。（空き家の状態確認、風通し、敷地の草木伐採など）

10 空き家内の家財整理は
お済みですか？

お済でない場合も登録申込みは可能です。ただし、登録時には室内写真も公開しますので、閲覧者への印象や防犯面からある程度家財整理を済ませたからの登録をお願いします。

これから家財整理される場合は、家財整理費用の補助制度をご活用ください。
空き家バンクへの登録申込み、家財整理着手前の申請が必要です。

YES ↓ NO ↓
登録申込みへ

【免責事項】
市は、空き家バンク制度の利用に関して発生した利用者間のトラブル、または第三者とのトラブルについて、いかなる場合であっても一切の責任を負いません。また、利用者が空き家バンク制度の利用に関して被った損害、損失に対して、いかなる場合であっても一切の責任を負いません。